

ふれあい さいせい



発行

済生会西条病院

2006年 秋号 第33号

西条市朔日市269-1

TEL(0897)55-5100

がん診療連携拠点病院を めざして

センター長 常光 謙輔

病気のおはなし

内科部長 南 尚佳

新しく導入したCTについて

放射線科部長 大谷 治彦

永年勤続表彰

ニューフェイス

部署紹介 整形外科

医療保険制度が変わりました



南棟建設予定地での地鎮祭の様子 撮影:医事課・医療情報管理室 神原勝己

がん診療連携拠点病院をめざして

センター長 常光 謙輔

センター長
常光 謙輔

去る7月31日に南棟の起工式をしましたが、8月25日からいよいよ工事が始まりました。「ふれあいさいせい」夏号にも書きましたが、この南棟の1階部分には放射線治療装置(CLINAC21IX)とPET-CT(Discovery ST4)が入ります。この二つの装置が入ることにより、地域の他の医療機関と連携しながらがん診療拠点病院の役割が果たせるのではないかと考えております。

そのほかこの1階へ循環器科・神経内科・皮膚科の外来と生理検査部を移設し、心臓リハビリ室を設置します。2階は管理部門となり、3階に回復期リハビリ病棟(24床)を設置しますので、比較的長期の入院を要する患者さんはここでリハビリに専念していただくことができるようになります。

今年の4月の診療報酬の改定や介護保険の改定によって、我々医療者側への締め付けだけでなく、患者さんへの締め付けも厳しくなっております。いろいろな困難がありますが、できるだけ患者さんのためになる医療・福祉を提供できるよう頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

病気のおはなし



メタボリックシンドローム

内科部長 南 尚佳

メタボリックシンドロームを甘くみるな!

メタボリックシンドロームの概要

過栄養と運動不足を背景に増加してきた心血管病(動脈硬化)の予防医学のために確立した疾患概念です。我が国の死因統計では、脳血管障害(脳梗塞など)、心血管病(心筋梗塞など)が全死亡の30%を占めるようになり、がんと匹敵するようになりました。働き盛りを直撃し、血管障害を突然に発症するメタボリックシンドロームは、突然死の原因となったり、後遺症を残したりと、恐るべきサイレントキラー(沈黙の殺人者)です。

定義

肥満でも腹部の内臓周囲への脂肪蓄積が重要で、臍周囲の長さを測定し、腹部肥満の指標に用います。男性では85cm以上、女性では90cm以上が「内臓脂肪型肥満」とされています。(今後、女性は臨床研究から80cm程度に引き下げられると予想されます。)この「内臓脂肪型肥満」に加えて、高血圧、高脂血症、耐糖能異常(糖尿病)を複数合併するとメタボリックシンドロームということになります。厚生労働省は「40~74歳の男性では2人に1人、女性では5人に1人が、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者または予備軍と考えられる者である。」と発表しました(平成18年5月)。遺伝素因に生活習慣が加わり、確実に増加しています。

脂肪細胞の正体

内臓脂肪型肥満が問題となるのは脂肪細胞に機能的な変化をもたらすからです。脂肪細胞の大きさ、数が増えると、増大した脂肪細胞は、高血圧、糖代謝異常、脂質代謝異常、血栓形成、炎症反応などを増悪させる生理活性物質を産生するようになり、動脈硬化に促進的に作用します。

有効な対策法

最も重要なことは、食習慣や運動習慣などの生活行動を変えることで、予防が可能なことです。メタボリックシンドロームの予防、血管合併症の回避のためには、正しい知識と理解に基づき、価値観を変えて、生活習慣を改善することが不可欠です。



部署紹介

整形外科

整形外科は今年医師が多く入れ替り、考え方や方法が変わったため、スタッフの皆さんは大変であつたろうと思いますが、大分落ち着いてきました。

整形外科は機能再建外科であり、そのために筋力の維持、回復が大きなテーマとなります。早期離床、早期リハビリが叫ばれているのはそのためですが、われわれ整形外科チームも木村師長を中心とした病棟スタッフ、山内先生を中心としたリハビリスタッフが一体となって治療にあたっています。また、医療の画一化、および事故予防の観点からクリニカルパスにも力を入れています。整形外科は他科に比べて立ち遅れていたようですが、現在、藤井医師を中心としたパスチームの頑張りですぐ充実してきました。

外傷等で緊急入院や手術が多いのも特徴で、手術室や放射線部、検査部などに大変ご迷惑をかけていますが、これも患者さんのためですので今後ともよろしくお願い致します。



5月 美園 園



平成18年10月から
医療保険制度が変わります!!

70歳未満の方

- ・高額療養費の自己負担限度額(月額)が変わります。
- ・人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

70歳以上の方

- ・現役並みの所得がある人の自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。
- ・高額療養費の自己負担限度額(月額)が、外来は12,000円で現行のまま変更はありませんが、入院において40,200円から44,400円に引き上げられます。

今回の改定で診療費が3割になる方がいらっしゃると思いますが、病院としましても混乱や間違いを防ぐために月に1度、保険証を受付でご提示頂きますようお願い申し上げます。